

ギフチョウ（大原野個体群）保全回復事業計画

令和6年4月5日
京都府告示第169号

第1 事業の目標

ギフチョウは、本州各地で里山の明るい雑木林を主要な生息地として分布する昆虫であり、京都府においては、近年、局地的にしか本種の生息が確認されておらず減少傾向にある。府内のギフチョウは地域によって食草が異なることが知られており、異なる遺伝的集団に属していることが示されているなど、地域的に孤立した個体群を形成している。京都市西京区の大原野個体群は、雑木林の管理の衰退やシカの過採食等により食草を含む林床植生の減少が顕在化するなど、生息環境の悪化により、絶滅の危機に瀕しているといえる。

本事業は、本地域個体群の生息状況等の現状把握及びモニタリングを行い、その結果を踏まえて、生息地への不用意な立入り及び密猟の防止等並びに生息環境の維持及び改善を図ること等により、本地域個体群が自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

京都市西京区における本地域個体群の分布域及び第3の4により生息域外保全を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて以下の調査を実施する。

(1) 生息状況等の調査等

本地域個体群の分布、生息及び繁殖の状況、生息環境に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じ、本地域個体群の保全に資する対策を講じる。

また、本地域個体群分布域以外の本種について現在知られていない生息地についても把握に努める。

なお、密猟等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

(2) 本地域個体群の保全に資する生物学的及び生態学的特性等の把握

本地域個体群の生物学的特性の解明、本地域個体群をとりまく生態系の構造の解明、他の地域個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な多様性の把握等に関する調査を行う。

2 地域における個体群の保護

(1) 密猟防止等の対策及び監視の強化

密猟や生息地への不用意な立入り等、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、必要に応じて、生息地における監視及び保護柵、制札等の整備を行う。

(2) 他の地域個体群による遺伝的かく乱の防止

府内のギフチョウは生息する地域によって遺伝的に異なる集団に属している可能性が示されているため、本地域個体群の固有性を守るため、在来の野生個体と交配し遺伝的かく乱が起こる可能性のある他の地域由来の飼育個体等の管理については厳重にし、逃げ出さないよう周知の徹底を図る。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本地域個体群の自然状態における安定的な存続のためには、本地域個体群が生息する里山の雑木林等、本地域個体群を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見及び本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見に基づき、本地域個体群の生物学的及び生態学的な特性を十分に踏まえた効果的な対応策を検討し、必要に応じて本地域個体群の幼虫の食草及び成虫の蜜源となる植物の保全等、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持並びに改善のための措置を講ずる。

なお、環境の維持及び改善のための措置を講ずる場合には、それにより生息地の生態系、生息又は生育する他の野生生物等の保全に影響を与えない方法で行うものとし、影響のおそれがある場合にはそのモニタリングを行うものとする。

4 生息域外保全及び野生復帰の実施

本地域個体群の保全は生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とするが、生息環境の急激な悪化等により本地域個体群の野生個体群が激減したと考えられる場合においては、必要性を十分に検討した上で、3の生息地における取組と並行して、本地域個体群の生息域外保全及び野生復帰（補強、再導入等）を実施する。生息域外保全及び野生復帰の実施に当たっては、本種の生態等に関する専門的知識を有する者及び地域の保護団体等の意見を踏まえ、本種の遺伝的多様性や生態系への影響に留意する。野生復帰を行った地域においては、1の（1）のモニタリングを実施し、生息状況の把握を行う。

5 事業を効果的に推進するための方策

（1）普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、各種事業活動を行う事業者、国、関係地方公共団体、関係地域の住民をはじめとする府民等の理解と協力が不可欠である。このため、本地域個体群の生息状況、保全の必要性、保全回復事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本地域個体群の保全に対する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、学習会の開催等、本種及び本種の保全について理解を深めるための取組を行うことにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本地域個体群の生態等に関する専門的な知識を有する者、本地域個体群の保全に関わるN P O、その他保全団体等の協力を得て進めるものとする。

（2）公共事業等における配慮

1で得られた知見を活用し、本地域個体群に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得ながら、生息地及びその周辺

地域における保全対策への活用を図る。

また、公共事業の実施にあたっては、京都府の「環」の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係府県及び関係市町の各行政機関、本地域個体群の生態等の研究に携わる研究者、本地域個体群の生息地及びその周辺地域の保全団体及び住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業及び密猟防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施に当たっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取組を行う団体と連携して行う。

さらに、本種は天然記念物の指定など別の法令においても規制を受けるため、保全回復事業の実施にあたっては、これらの関係機関との調整を図る。